

住まいが被害を受けたとき 最初にするこ

災害で住まいが被害を受けたときは、あまりのショックに、何から手を付けたらいいかわからなくなるかもしれません。被災者の方々が一日も早く日常生活を取り戻せるように、行政も様々な支援に動き出します。それらの支援を受けながら、一歩ずつ再建を進めていきましょう。その支援を受けるためにも、被害状況を写真で撮るようお願いします。

家の被害状況を写真で記録しましょう

片付けや修理の前に、家の被害状況を写真に撮って保存しておきましょう。市から罹災証明書を取得して支援を受ける際や、保険会社に損害保険を請求する際などに、たいへん役に立ちます。

ポイントは、家の外と中の写真を撮ることです。

家の外の写真の撮り方

- カメラ・スマホなどでなるべく4方向から撮るようにしましょう。
- 浸水した場合は、浸水の深さがわかるように撮りましょう。
※メジャーなどをあてて「引き」と「寄り」の写真をとると、被害の大きさがよくわかります。

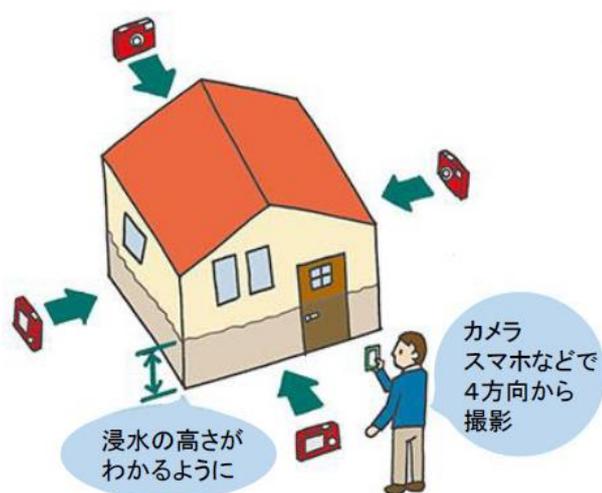
家の中の写真の撮り方

- 家の中の被害状況写真は、
①被災した部屋ごとの全景写真
②被害箇所の「寄り」の写真を撮影しましょう。

<想定される撮影箇所>

内壁、床、窓、出入口、サッシ、襖、障子、システムキッチン、洗面台、便器、ユニットバス など

<イメージ図>



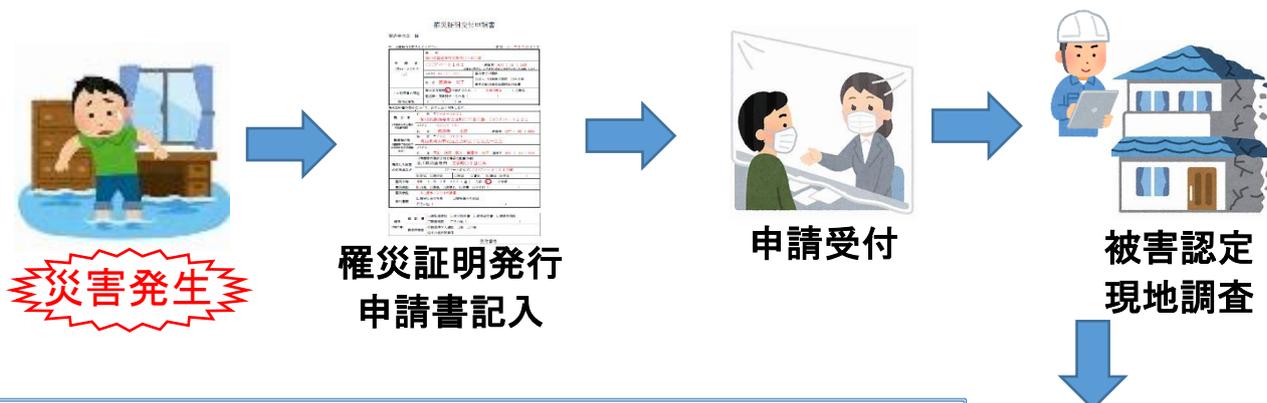
★被害を受けた部屋・箇所は全て撮影しましょう。



罹災証明書等の発行に関するお願い

善通寺市では、先の〇〇災害に関し、生活再建支援のために必要な「罹災証明書」等の発行を行います。

罹災証明書の発行は通常下記の流れで行われます。



罹災証明書の発行について

- ・市役所窓口において「罹災証明発行申請用紙」を配布しております。必要事項にご記入の上ご提出ください。(※同居のご家族の申請も可)
- ・被害認定には市職員が被害住家にお伺いして調査を行います。基本的に家人の立会が必要となりますので日時の調整をお願いします。
- ・通常、**申請の受付から発行まで3週間程度のお時間を頂きます。**
(※市内の被害が甚大であれば、それ以上のお時間を頂戴する場合があります。)

罹災証明書 発行

善通寺市では国の指導により「自己判定方式」を導入しています。

- 対象となる損害程度＝「**準半壊に至らない(一部半壊)**」の物件に限ります
※申請者が上記損害認定に同意することが条件
※写真だけで判断がしかねる場合は、通常の現地調査を実施し、結果に基づいて判定します
- 申請方法＝罹災証明、被災証明申請書に被害程度を撮影した写真を添えてご提出ください。



○写真の撮影については、損害箇所がよくわかるようにお願いします。

(例：浸水被害の場合、浸水の深さが判るようメジャー等をあてて撮影してください)

※撮影の方法については裏面、市HPをご参照ください。

罹災証明書の迅速な発行に向けて、市民の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。